

特殊貨物船舶運送規則（特貨則） 抜粋

第二節 液状化等物質のばら積み運送

（適用）

第 16 条 船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従ってしなければならない。（略）

（資料の提出等）

第 16 条の 2 船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第 1 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3 の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

- 一 次条第 4 項に規定する水分管理手順書承認書の写し
 - 二 第 17 条第 4 項に規定する液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表（同条第 2 項の表第 2 号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第 17 条第 6 項において同じ。）（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び第 17 条第 6 項において同じ。）
 - 三 ばら積みされる液状化等物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類
- 2 （略）

（運送許容水分値等の測定）

第 17 条 船長は、当該液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第 28 条第 5 項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）が、運送許容水分値（当該液状化等物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によって液状化するおそれ又は動的分離を起こすおそれが生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）及び水分の測定（第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行った液状化等物質以外の液状化等物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。（略）

2 及び 3 （略）

4 地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行った場合には、液状化等物質運送許容水分値測定表（第五号様式）及び液状化等物質水分測定表（第六号様式）を申請者に交付する。

5～9 （略）

（積付け検査）

第 25 条 船長は、船舶に液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第 17 条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果、水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなった場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

2～4 （略）